参考様式第5－1号

農　振　第　３　１　０　号
令 和　８ 年 １１ 月　６ 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

米沢市長　近藤 洋介

市町村名 （市町村コード）	米沢市 （　　62022　　）
地域名 （地域内農業集落名）	上長井地区 （遠山町、古志田町、下笹野町）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月27日 （第1回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、担い手が不足しているおり、鳥獣被害が多いことから今後耕作放棄地、遊休農地の更なる増加が懸念される。
また、肥料・農機具の価格が高騰しており、農業用機械の更新となると米価との採算があわず、継続が難しい。所得向上、農地の引き受けての確保、新規就農者の確保・育成が課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、新規就農者の確保・育成方法を検討していく必要がある。
【地域の基礎的データ】
・中心経営体数:　　（うち法人　　）
・主要な作目:水稲、伝統野菜

（2） 地域における農業の将来の在り方

農地を集約し、効率的に取り組むとともに、集落営農の組織化を図る。伝統野菜の産地として継続させつつ、大規模会社・個人と連携しながら農村地域を守っていく。未整理地区の圃場整備についても検討する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積		106.33　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	106.33　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は原野との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
担い手の経営意向を踏まえて農地を集約し、地域ぐるみの会社経営を構築するなど、作業の効率化を図る。また、集積、集団化には地権者の理解が必要となる。行政や農地中間管理機構の支援を活用するほか、地元でも耕作者や地権者による話し合いの場を持ち、積極的に集積、交換、作付けを実施・推進していく。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、目標地図に位置付けられた方や地域集積を視野に入れ貸し付けしていく。
（3）基盤整備事業への取組方針
遠山地区においては基盤整備の必要があり、他の地区においても圃場の大型化や、入排水が容易に可能な基盤整備を検討する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
稲作が中心であり、作業員の確保が急務であることから、行政やJA等と連携し、近隣の組織や小規模・兼業農家など地域内外から多様な経営体を募集し、オペレーターの育成を図る。また、地区内の担い手の規模変更や新たな担い手希望の農地、作目の情報を共有して農地と担い手のマッチングを進め、新たな担い手の確保を推進していく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、大規模農業経営体への農作業委託を活用していく。
（6）遊休農地の解消に向けた取組方針
現時点では大きく目立つ遊休農地はないが、農地は定期的な管理や整備を行わないと荒れるおそれがある。担い手のない土地についても農地の維持保全に努め、新たな担い手確保による遊休農地の発生防止、解消を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止策
鳥獣捕獲、補助金を活用した電気柵の設置を行う。

③スマート農業
圃場規模を見据え、スマート農業のあり方を検討していく。

⑩その他
地元の耕作者、地権者による話合いの場を持ち、農地の集積・集約化を推進する。